

<平成 29 年 8 月 5 日改訂>

(下線部は変更箇所)

新（変更後）	旧（変更前）
<p>外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</p> <p>I. 外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について</p> <p>1. ～7 (略)</p> <p>8. お客様と当社との取引は相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させます。また、当社は、外国為替保証金取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。</p> <p>(略)</p> <p><u>■オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド(Australia and New Zealand Banking Group Limited)</u> <u>銀行業（オーストラリア健全性規制庁による監督）</u></p> <p>9. ～10 (略)</p> <p>11. (略) ※当社では、<u>Lot 数</u>が一定数量以上となるマーケット、成行、ストップ、トレール注文をお客様より受けた場合、その全 Lot 数の約定を最優先とするため、複数のカバー先金融機関の中から同 Lot 数を引き受けられ、かつベストプライスを提示した金融機関を選択してカバー取引を行います（ダイレクトカバー）。通常のマーケット、成行、ストップ、トレール注文の約定に際しては前述の基準（「10. 取引レート」を参照）に基づく当社取引レートを約定値に適用しておりますが、ダイレクトカバーの対象となる注文においては、同 Lot 数を引き受けた特定カバー先金融機関の提示レートに当社のカバー取引調整分を上乗せしたレートを約定値に適用します。そのため後述する注文の種類毎の約定条件（「13. 注文の種類」を参照）に加え、同タイミングで約定した同一執行条件・同一通貨ペアかつ同一売買区分の通常注文（当社取引レートを適用）よりも有利または不利なレートで約定する場合があります。当社がダイレクトカバーの対象とする基準 Lot 数は、為替相場への影響が大きいと予想される事項（国内外の政策金利、経済指標等）の発表タイミング前後のほか、その時点の為替相場の変動状況や市場の流動性、カバー先金融機関等の条件に応じて、通貨ペア毎に随時変更いたします。ダイレクトカバーの対象となる注文の基準 Lot 数につきましては、当社ホームページをご参照ください。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</p> <p>I. 外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について</p> <p>1. ～7 (略)</p> <p>8. お客様と当社との取引は相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させます。また、当社は、外国為替保証金取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>9. ～10 (略)</p> <p>11. (略) ※当社では、<u>Lot 数合計</u>が一定数量以上となるマーケット、成行、ストップ、トレール注文をお客様より受けた場合、その全 Lot 数の約定を最優先とするため、複数のカバー先金融機関の中から同 Lot 数を引き受けられ、かつベストプライスを提示した金融機関を選択してカバー取引を行います（ダイレクトカバー）。通常のマーケット、成行、ストップ、トレール注文の約定に際しては前述の基準（「10. 取引レート」を参照）に基づく当社取引レートを約定値に適用しておりますが、ダイレクトカバーの対象となる注文においては、同 Lot 数を引き受けた特定カバー先金融機関の提示レートに当社のカバー取引調整分を上乗せしたレートを約定値に適用します。そのため後述する注文の種類毎の約定条件（「13. 注文の種類」を参照）に加え、同タイミングで約定した同一執行条件・同一通貨ペアかつ同一売買区分の通常注文（当社取引レートを適用）よりも有利または不利なレートで約定する場合があります。当社がダイレクトカバーの対象とする基準 Lot 数は、為替相場への影響が大きいと予想される事項（国内外の政策金利、経済指標等）の発表タイミング前後のほか、その時点の為替相場の変動状況や市場の流動性、カバー先金融機関等の条件に応じて、通貨ペア毎に随時変更いたします。ダイレクトカバーの対象となる注文の基準 Lot 数につきましては、当社ホームページをご参照ください。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>